

## かんたん見守りプラグサービス利用規約

### 第1条（適用）

このかんたん見守りプラグサービスの利用に係る規約（以下「本規約」といいます。）は、KDDI株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するかんたん見守りプラグサービス（以下「かんたん見守りプラグサービス」といいます。）の利用に関する諸条件（ご利用条件等を含みますが、これらに限られません。）を定めるものです。

### 第2条（目的）

当社は、KDDIが別途定める「au HOME サービス利用規約」又は「with HOME サービス利用規約」（以下総称して「au HOME サービス利用規約等」といいます。）に基づきKDDIが提供する「au HOME」及び「with HOME」（以下総称して「au HOME サービス等」といいます。）に附帯するサービスとして、本規約に従い、かんたん見守りプラグサービスを提供します。

### 第3条（本規約）

1 本規約は、かんたん見守りプラグサービスの利用申込及び契約者等によるかんたん見守りプラグサービスの利用のすべてに適用されるものとします。

2 かんたん見守りプラグサービスの利用に際しては、本規約を含む au HOME サービス利用規約等が適用されるものとし、本規約に定めのない事項については au HOME サービス利用規約等の定めに従うものとします。なお、au HOME サービス利用規約の適用においては、au HOME サービス利用規約における「本サービス」を「かんたん見守りプラグサービス」に、「契約者」を「かんたん見守りプラグサービス契約者」に、「利用者」を「かんたん見守りプラグサービス利用者」に、「契約者等」を「かんたん見守りプラグサービス契約者等」に、それぞれ読み替えるものとします。

3 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出によりかんたん見守りプラグサービスの提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、au HOME サービス利用規約第2条第3項に定める方法によりその内容を掲示するものとします。

### 第4条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。なお、本規約で使用する用語の意味は、本規約に特段の定めがある場合を除き、au HOME サービス利用規約等の本文で使用する用語の意味に従うものとします。

用語	用語の意味
SIM	当社がかんたん見守りプラグサービスを提供するために、かんたん見守りプラグデバイスに内蔵し、かんたん見守りプラグ契約者に貸与する、かんたん見守りプラグ契約者の識別番号その他の情報を記録するカード等
L P W A 通信網	主としてデータ通信（電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信をいいます。以下同じとします。）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
かんたん見守りプラグサービス契約者	第6条の定めに従い、当社との間でかんたん見守りプラグサービス利用契約を締結した者
かんたん見守りプラグサービス利用契約	かんたん見守りプラグサービス利用申込者と当社との間で締結されるかんたん見守りプラグサービスの利用にかかる契約
かんたん見守りプラグデバイス	設置箇所付近における生活行動や熱中症リスクの検知が可能な au HOME デバイス
かんたん見守りプラグサービス利用者	au HOME サービス利用規約等に基づき、かんたん見守りプラグサービスを利用する者（かんたん見守りプラグサービス契約者を除きます。）

かんたん見守りプラグサービス契約者等	かんたん見守りプラグサービス契約者及びかんたん見守りプラグサービス利用者の総称
かんたん見守りプラグサービス利用申込者	第6条第1項の定めに従いかんたん見守りプラグサービス利用契約の締結を当社に申込み者をいいます。
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
特定事業者	沖縄セルラー電話株式会社
無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
利用料金	かんたん見守りプラグサービスの利用の対価

#### 第5条（かんたん見守りプラグサービス）

かんたん見守りプラグサービスは、当社が無線基地局設備及びLPWA通信網とかんたん見守りプラグデバイスとの間に電気通信回線を設定し、当社及び特定事業者提供の電気通信サービスを利用し、次の各号に定める機能を提供するサービスです。

##### （1）生活行動の検知及び通知機能

かんたん見守りプラグデバイスの設置箇所付近における人の動き、宅内の照度及びかんたん見守りプラグデバイスに挿している電化製品の消費電力を検知して、予め設定した通知条件に従って、通知する機能。

##### （2）熱中症リスクの検知及び通知機能

かんたん見守りプラグデバイスの設置箇所付近の温度及び湿度を検知し、あらかじめ設定した通知条件に従って、熱中症リスクを通知する機能。

#### 第6条（かんたん見守りプラグサービス利用契約）

1 かんたん見守りプラグサービス利用申込者は、かんたん見守りプラグサービスの利用にあたり、かんたん見守りプラグデバイスの取扱説明書等に基づき、かんたん見守りプラグデバイスを適切に使用するとともに、「au HOME サービス利用規約」に定める「au HOME アプリ」又は「with HOME サービス利用規約」に定める「with HOME アプリ」（以下総称して「au HOME アプリ等」といいます。）の案内に沿ってかんたん見守りプラグデバイスのセットアップ（以下「利用登録」といいます。）を行うものとし、利用登録をもってかんたん見守りプラグサービス利用契約の申込が行われたものとします。なお、1つのau IDにつき、かんたん見守りプラグデバイス及びあんしんウォッチャーデバイスを合わせて最大2台まで利用登録できます。

2 かんたん見守りプラグサービス利用契約は、前項に基づく利用申込に対し、当社が承諾をした時点で成立するものとします。

3 かんたん見守りプラグサービス契約者は、契約中のかんたん見守りプラグサービス利用契約が有効に存続する限り、誤操作等により、利用登録済みのかんたん見守りプラグデバイスを削除した場合、当該かんたん見守りプラグデバイスの利用登録を再度実施することができます。

4 当社は、かんたん見守りプラグサービス利用申込者のかんたん見守りプラグデバイスが過去にau HOME アプリ等において利用登録が行われたことがある場合（前項に定める利用登録を除きます。）、かんたん見守りプラグサービスの利用申込を承諾しないことがあります。但し、(i)過去に当該かんたん見守りプラグデバイスに係るかんたん見守りプラグサービス利用契約（以下「対象かんたん見守りプラグサービス利用契約」といいます。）に紐づくau IDと同一のau IDで、(ii)対象かんたん見守りプラグサービス利用契約の解約が行われた日の属する月の翌月末日までに、(iii)再度かんたん見守りプラグサービス利用契約を締結の上、本条に基づくかんたん見守りプラグサービスの利用登録を行った場合には、この限りではありません。

## 第7条（利用料金）

かんたん見守りプラグサービスは、無料でご利用いただけます。但し、au HOME サービス利用規約等に定める「本料金」はかんたん見守りプラグサービス契約者にご負担いただく必要があります。

## 第8条（SIMの貸与等）

1 当社は、かんたん見守りプラグサービス契約者に対し、SIMを貸与するものとします。この場合において、貸与するSIMの数は、1台のかんたん見守りプラグデバイスにつき1とします。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するSIMを変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをかんたん見守りプラグサービス契約者に通知します。

3 当社は、次の場合には、当社の貸与するSIMに登録されたかんたん見守りプラグサービス契約者の識別番号その他の情報を消去することがあります。当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、情報の消去に起因する損害については、責任を負わないものとします。

(1) au HOME サービス利用規約第14条又は第15条、with HOME サービス利用規約第15条又は第16条に基づく本サービス利用契約の解約又は解除があったとき

(2) かんたん見守りプラグサービス利用契約の解約又は解除があったとき

4 当社からSIMの貸与を受けているかんたん見守りプラグサービス契約者は、そのSIMを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、SIMの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

## 第9条（かんたん見守りプラグサービス利用契約の解約、解除）

1 かんたん見守りプラグサービス契約者は、当社が別途指定する方法により、かんたん見守りプラグサービス利用契約を解約することができます。

2 かんたん見守りプラグサービス契約者にau HOME サービス利用規約の第15条第1項、with HOME サービス利用規約の第16条第1項に定める事由又は以下の各号のいずれかに定める事由が生じた場合、当社は、通知催告等何らの手続きを要することなくかんたん見守りプラグサービス利用契約を解除することができます。

(1) かんたん見守りプラグサービスの利用申込に係る申告内容その他当社に提供されたかんたん見守りプラグサービス契約者等の情報に虚偽もしくは不備又はそれらのおそれが判明した場合

(2) au HOME サービス利用規約第14条又は第15条、with HOME サービス利用規約第15条又は第16条に基づく本サービス利用契約の解約又は解除があった場合

## 第10条（契約者の維持責任）

1 かんたん見守りプラグサービス契約者は、かんたん見守りプラグサービスを適切に利用するために、かんたん見守りプラグデバイスを電気通信事業法及び電波法等の関係法令が定める技術基準に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、かんたん見守りプラグサービス契約者は、かんたん見守りプラグデバイスを無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

## 第11条（保証及び免責）

1 当社は、かんたん見守りプラグサービスの精度及び提供情報の安全性、正確性、有用性、完全性、最新性（リアルタイムの情報ではないことを含みます。）、かんたん見守りプラグサービス契約者等の特定の目的（人命支援及び事故防止等を含みますが、これらに限られません。）について、何ら保証を行わないものとします。

2 当社は、前項のほか、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生したことにより、かんたん見守りプラグサービス契約者等がかんたん見守りプラグサービスの全部又は一部を利用できない場合には、当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

(1) 当社所定のかんたん見守りプラグサービスの提供区域外又は屋内、地下、トンネル、乗り物内、ビルの陰、山間部若しくは海上等電波の伝わりにくい場所でかんたん見守りプラグサービスを利用するとき

(2) 通信状況又は通信環境その他の要因により、かんたん見守りプラグサービスにおける通知等に係る伝送速度が変動したとき

(3) 通信状況又は通信環境その他要因により、au HOME アプリ等に受送信されるかんたん見守りプラグデバイスに係る情報が破損又は滅失したとき

(4) かんたん見守りプラグデバイスの停電等に伴う電源喪失、破損、紛失、盗難により、かんたん見守りプラグサービスを利用できなくなったとき

(5) かんたん見守りプラグサービス契約者等が au HOME サービス利用規約第 17 条、with HOME サービス利用規約第 18 条に定める禁止行為を行ったとき

(6) その他当社の責めに帰さない事由により、かんたん見守りプラグサービス契約者等によるかんたん見守りプラグサービスの利用が困難なとき

3 かんたん見守りプラグサービス契約者は、かんたん見守りプラグサービスを自らの責任において利用し又はかんたん見守りプラグサービス利用者に利用させるものとします。当社は、かんたん見守りプラグサービスの利用に関連して生じた責任、負担、損害及び損失について、次条に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

4 かんたん見守りプラグサービス契約者又はかんたん見守りプラグサービス利用者が、かんたん見守りプラグサービスによって提供されるかんたん見守りプラグサービスの利用に関して他のかんたん見守りプラグサービス契約者や第三者（かんたん見守りプラグサービス利用者を含みますがこれに限られません。以下本条において同じです。）に対して損害を与えた場合、かんたん見守りプラグサービス契約者は自己の費用負担と責任において 当該損害を賠償するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

5 かんたん見守りプラグサービス契約者は、かんたん見守りプラグサービスの利用に関して、第三者との間で紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれら进行处理 解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

## 第 12 条（損害賠償）

かんたん見守りプラグサービスのご利用にあたり、当社の責めに帰すべき事由によりかんたん見守りプラグサービス契約者等が損害を被った場合、当社は、au HOME サービス利用規約に定める「au HOME 基本利用料」、with HOME サービス利用規約に定める「with HOME 基本利用料」の 1 か月分に相当する金額を上限として、当該損害を当該契約者等に補償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

## 第 13 条（利用に係る契約者の義務）

1 かんたん見守りプラグサービス契約者は、かんたん見守りプラグサービスの利用に際して、自ら又はかんたん見守りプラグサービス利用者をして、au HOME サービス利用規約第 17 条、with HOME サービス利用規約第 18 条に定める禁止行為のほか、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

(1) かんたん見守りプラグデバイスから SIM を抜き取り、当該 SIM に登録されている契約者の識別番号その他の情報を改変又は消去しないこと。

(2) 第三者の事前同意を得ることなく、かんたん見守りプラグデバイスを設置させることにより、当該第三者の生活行動等に関する情報を取得すること。

#### 第 14 条（ファームアップ）

1 当社は、かんたん見守りプラグデバイス及びかんたん見守りプラグサービスの機能向上・改善等のため、当社所定の方法にてかんたん見守りプラグデバイスのファームウェアをバージョンアップします。

2 当社は、前項規定に基づき、かんたん見守りプラグデバイスのファームアップを行うにあたり、当社所定の Web サイトに掲載する等の方法により、その旨周知を行います。但し、緊急やむを得ない場合は事後速やかに周知を行います。

3 当社は、前二項に基づきファームアップを実施するために、かんたん見守りプラグサービスの提供を一時的に中止することがあります。当該提供中止によりかんたん見守りプラグサービス契約者等に損害が発生した場合、当社は当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。